

佐賀県教育委員会告示第 2 号

佐賀県文化財保護条例（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）第 4 条第 1 項の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

平成 28 年 4 月 28 日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県重要文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第 238 号	佐賀県重要文化財 （絵画）	花野 岡田三郎 助筆	1 面	佐賀市城内一丁目 15 番 23 号 佐賀県立美術館	佐賀県